

令和4年12月（定例会）

第129回

気仙沼市議会議案説明資料

令和4年12月2日提出

目 次

(令和4年12月2日提出)

議案 番号	件 名	頁	議案書 頁	備 考
1	南気仙沼復興市民広場運動施設外整備工事請負契約に係る変更契約の締結について	5	5	
2	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	8	13	
3	気仙沼市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	11	51	
4	気仙沼市職員の給与に関する条例及び気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	12	56	
5	気仙沼市火葬場条例の一部を改正する条例制定について	15	76	
6	気仙沼市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	18	81	
7	気仙沼市運動広場条例の一部を改正する条例制定について	—	85	
8	気仙沼市一般ガス供給条例等の一部を改正する条例制定について	21	93	
9	気仙沼市ふるさと応援基金条例制定について	24	99	
10	令和4年度気仙沼市一般会計補正予算	別冊	別冊	
11	令和4年度気仙沼市国民健康保険特別会計補正予算	—		
12	令和4年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計補正予算	—		
13	令和4年度気仙沼市介護保険特別会計補正予算	—		
14	令和4年度気仙沼市魚市場特別会計補正予算	—		
15	令和4年度気仙沼市水道事業会計補正予算	—		

議案 番号	件 名	頁	議案書 頁	備 考
16	令和4年度気仙沼市簡易水道事業会計補正予算	—		
17	令和4年度気仙沼市ガス事業会計補正予算	—		
18	令和4年度気仙沼市下水道事業会計補正予算	—		
19	令和4年度気仙沼市病院事業会計補正予算	—		

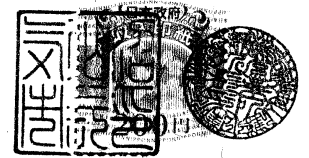
目 次

(令和4年12月2日提出)

報告 番号	件 名	頁	議案書 頁	備 考
1	専決処分の報告について	25	101	



工 事 請 負 仮 変 更 契 約 書



- 1. 工事番号 令和2年度 第 404 号
- 2. 工事名 南気仙沼復興市民広場運動施設外整備工事
- 3. 工事場所 気仙沼市内の脇二丁目地内

令和3年2月17日締結した上記工事の請負契約の条件中下記の点について契約を変更する。

記

- 1 原請負代金額に対する 減額 一金 7,572,400 円也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 減額 688,400 円也
- 2 契約保証金に対する 増減額 一金 一円也
- 3 前払金額に対する 増減額 一金 一円也
- 4 中間前払金額に対する 増減額 一金 一円也
- 5 完成期日 原竣工期日 令和4年12月20日
変更竣工期日 ー
- 6 原契約書第42条の債務負担行為に係る契約の特則 ー
- 7 図面及び仕様書 (金額を除いた設計書) 別紙のとおり
- 8 特約事項 この仮契約書は、気仙沼市議会において議決された場合にのみ議決年月日をもって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定に基づく契約書とみなす。

上記変更契約の証として、本書2通(保証人のある場合は3通)を作成し当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年11月22日

発注者 宮城県気仙沼市八日町一丁目1番1号
気仙沼市
気仙沼市長 菅原



受注者 住所(所在) 宮城県気仙沼市松崎片浜106-125
株式会社 奥山建設工業所気仙沼営業所
氏名(名称) 気仙沼営業所所長 三坂浩幸



南気仙沼復興市民広場運動施設外整備工事変更内容一覧

費目	単位	変更前		変更後		増減		主な変更理由
		数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)	
①直接工事費	式	1	364,917,906	1	359,711,193		△ 5,206,713	
(1) 南気仙沼復興市民広場	式	1	247,497,602	1	239,593,069		△ 7,904,533	
1) グラウンド緑化	式	1	139,763,948	1	135,150,498		△ 4,613,450	・天然芝の一部を砕石舗装に変更したことによる減 ・人工芝下のアスファルト舗装砕石路盤厚変更による減
2) クラブハウス	棟	1	37,921,972	1	36,661,699		△ 1,260,273	マンホールの規格を本管用から宅内用に変更したことなどによる減
3) 倉庫	棟	1	2,298,000	1	2,298,000			
4) 外構等	式	1	35,304,920	1	32,491,172		△ 2,813,748	・防草シートの増 ・実績に基づく交通誘導員の減
5) 陸上用設備	式	1	25,588,700	1	30,681,998		5,093,298	・レーンと園路の間に土留めブロック工を増工したことによる増 ・レーン周囲に暗渠排水管を設置し、山砂による表層仕上げを増工したことによる増
6) 仮設工	式	1	6,620,062	1	2,309,702		△ 4,310,360	実績に基づく敷鉄板の減
(2) 南運動広場	式	1	117,420,304	1	117,420,304			
(3) 人工芝における競技ライン修復工事	式			1	500,000	1	500,000	サッカーコートゴールラインを8.56m移動する修復工事の増
(4) ラグビーゴール基礎修復工事	式			1	2,197,820	1	2,197,820	ラグビーコートゴールラインが6.06m移動することに伴うラグビーゴール基礎修復工事の増
②共通仮設費	式	1	44,608,475	1	44,159,969		△ 448,506	
③純工事費(①+②)			409,526,381		403,871,162		△ 5,655,219	
④現場管理費	式	1	118,143,000	1	116,747,000		△ 1,396,000	
⑤工事原価(③+④)			527,669,381		520,618,162		△ 7,051,219	
⑥一般管理費等	式	1	61,289,619	1	60,625,838		△ 663,781	
⑦工事価格(⑤+⑥)			588,959,000		581,244,000		△ 7,715,000	
請負率	89.23%							
請負金額(税抜)			525,504,000		518,620,000		△ 6,884,000	
消費税			52,550,400		51,862,000		△ 688,400	
請負金額			578,054,400		570,482,000		△ 7,572,400	

※修復工事に要した費用

工種	設計額ベース(円)			請負額ベース(円)		
	直接工事費	諸経費	工事価格	請負額(税抜)	消費税	請負額(税込)
(3) 人工芝における競技ライン修復工事	500,000	299,000	799,000	712,900	71,290	784,190
(4) ラグビーゴール基礎修復工事	2,197,820	1,782,180	3,980,000	3,551,100	355,110	3,906,210
合計	2,697,820	2,081,180	4,779,000	4,264,000	426,400	4,690,400

南気仙沼復興市民広場運動施設外整備工事変更契約推移表

(単位：円)

	現請負金額(a)	変更金額(b) (対a比)	変更後請負金額 (a+b)	竣工期限	契約日 (仮契約日)	議会上程
原契約 (議決)	434,335,000		434,335,000	R3.3.31	R3.2.17 (R3.1.28)	第116回定例会 議案
第1回変更 (決裁)	同上	—	同上	R4.3.31	R3.3.31	—
第2回変更 (議決)	同上	104,085,300 (24.0%)	538,420,300	同上	R3.9.24 (R3.8.26)	第119回定例会 議案
第3回変更 (専決処分)	538,420,300	39,634,100 (7.4%)	578,054,400	同上	R4.2.18	第124回定例会 報告
第4回変更 (決裁)	578,054,400	—	同上	R4.10.31	R4.3.31	—
第5回変更 (決裁)	同上	—	同上	R4.12.20	R4.10.21	—
第6回変更 (議決)	同上	△7,572,400 (△1.3%)	570,482,000	同上	(R4.11.22)	第129回定例会 議案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

1 趣旨

定年引上げについて、令和3年6月に地方公務員法が改正され、令和5年4月1日に施行されることとなったことから、第127回市議会定例会において改正した気仙沼市職員の定年等に関する条例以外の定年引上げに関連する12条例を改正するため、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」（以下「整備条例」という。）を制定するもの。

2 整備条例の概要

(1) 第1条関係 気仙沼市職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正

減給されている職員が、給料月額7割措置の適用に伴い降給となり、減給額が降給後の給料の10分の1を超える場合は、現に受ける給料の10分の1を減給額とすることに改める。

(2) 第2条関係 気仙沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務制を導入することに伴い、関係する条項を改め、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(3) 第3条関係 気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業をすることができない職員に、特例任用の管理監督職員を追加する。
また、(2)と同様の改正を行う。

(4) 第4条関係 気仙沼市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正

公益的法人等に派遣することができない職員に、特例任用の管理監督職員を追加する。

(5) 第5条関係 気仙沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

地方公務員法第58条の2に規定されている人事行政の運営等の状況の報告事項について、その事項を具体的に規定する。

(6) 第6条関係 気仙沼市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務制を導入することに伴い、関係する条項を改める。

(7) 第7条関係 気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正

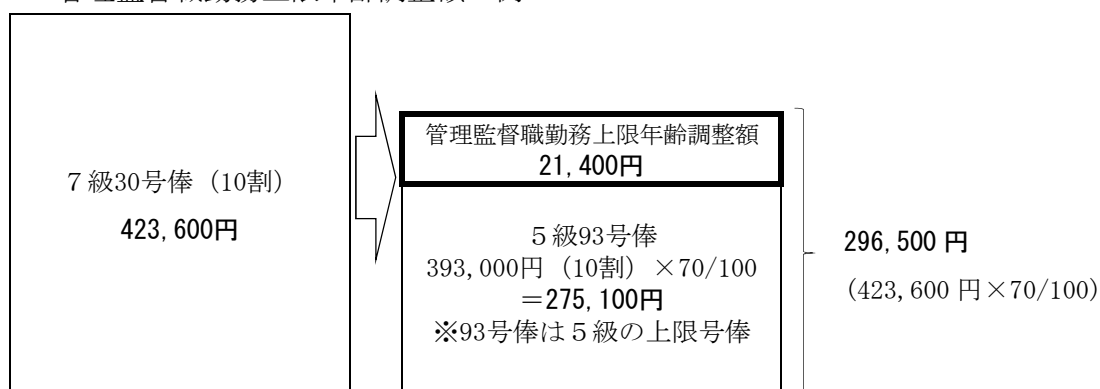
(6)に同じ。

(8) 第8条関係 気仙沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(6)に同じ。

(9) 第9条関係 気仙沼市職員の給与に関する条例の一部改正

- ① 定年前再任用短時間勤務職員に係る給料月額の計算方法について規定する。
→ 基準給料月額×(当該職員の1週間あたりの勤務時間/38時間45分)
- ② 再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務制を導入することに伴い、関係する条項を改め、「再任用短時間勤務職員」又は「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- ③ 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の職務の級並びに号俸に応じた額に70/100を乗じて得た額(50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切り上げる。)とする(定年条例第9条第1項又は第2項の規定により特例任用された職員等を除く。)
- ④ 管理監督職勤務上限年齢による降任をされ、③により当該職員の受ける給料月額が、降任前に受けていた給料月額に70/100を乗じて得た額に達しない職員に対し、管理監督職勤務上限年齢調整額を給料として支給する。

<管理監督職勤務上限年齢調整額の例>



- ⑤ 別表第1の行政職給料表中、再任用職員の項について、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算出基準となる額を基準給料月額として規定することに改める。(金額は現行の再任用職員のものと同様)

(10) 第10条関係 気仙沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
(6)に同じ。

(11) 第11条関係 気仙沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務制を導入することに伴い、関係する条項を改め、また「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(12) 第12条関係 気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

また、(9)の給与条例第5条の2の改正に伴い、同条の読替えにより規定していた任期付短時間勤務職員の給料月額を直接規定することに改める。

(13) 附則

施行期日のほか、暫定再任用短時間勤務職員について定年前再任用短時間勤務職員とみなす経過措置等について規定する。

3 施行期日

令和5年4月1日

気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 を改正する条例について

第1条〔気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例〕関係
期末手当の支給割合の改正

		6月期	12月期	年間支給割合
令和4年度	現行	$\frac{162.5}{100}$	$\frac{162.5}{100}$	$\frac{325}{100}$
	改正案	$\frac{162.5}{100}$	$\frac{167.5}{100}$	$\frac{330}{100}$

第2条〔気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例〕関係
期末手当の支給割合の改正

		6月期	12月期	年間支給割合
令和5年度以降	現行 (第1条の改正後)	$\frac{162.5}{100}$	$\frac{167.5}{100}$	$\frac{330}{100}$
	改正案	$\frac{165}{100}$	$\frac{165}{100}$	$\frac{330}{100}$

附 則

第1項及び第2項

公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
なお、第1条の規定は令和4年12月1日から適用する。

第3項

第1条のうち、遡及して適用する改正があることから、これまでに支給された給与を
内払とする。

気仙沼市職員の給与に関する条例及び気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

第1条〔気仙沼市職員の給与に関する条例〕関係

○行政職給料表の改定（別表第1）

下記級号俸の給料月額について、国に準じて引き上げる。

職務の級	改正する号俸の範囲	改定額	備考
1級	1号俸～87号俸	200円～4,000円	※最高号俸 93号俸
2級	1号俸～55号俸	200円～3,000円	〃 125号俸
3級	1号俸～35号俸	200円～2,900円	〃 113号俸
4級	1号俸～15号俸	400円～1,800円	〃 93号俸
5級	1号俸～7号俸	400円～1,000円	〃 93号俸

○一般職の職員に係る勤勉手当支給割合の改正（条例第20条）

- ・再任用職員及び特定任期付職員を除く職員

		6月期		12月期		年間支給割合	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令和 4年度	現行	$\frac{120}{100}$	$\frac{95}{100}$	$\frac{120}{100}$	$\frac{95}{100}$	$\frac{240}{100}$	$\frac{190}{100}$
	改正案	$\frac{120}{100}$	$\frac{95}{100}$	$\frac{120}{100}$	$\frac{105}{100}$	$\frac{240}{100}$	$\frac{200}{100}$

- ・再任用職員

		6月期		12月期		年間支給割合	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令和 4年度	現行	$\frac{67.5}{100}$	$\frac{45}{100}$	$\frac{67.5}{100}$	$\frac{45}{100}$	$\frac{135}{100}$	$\frac{90}{100}$
	改正案	$\frac{67.5}{100}$	$\frac{45}{100}$	$\frac{67.5}{100}$	$\frac{50}{100}$	$\frac{135}{100}$	$\frac{95}{100}$

○級別職務分類表（別表第2）の改正

行政職給料表1級及び2級の職務の規定について表現を改める。

	改正案	現行
1級	定型的な業務を行う主事又は技師等の職務	主事又は <u>これに相当する職務</u>
2級	高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事又は技師等の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は <u>これに相当する職務</u>

第2条〔気仙沼市職員の給与に関する条例〕関係

○一般職の職員に係る勤勉手当支給割合の改正（条例第20条）

第1条の規定による改正後の勤勉手当支給割合を令和5年度以降、6月期と12月期で均等となるよう改正

- ・再任用職員及び特定任期付職員を除く職員

		6月期		12月期		年間支給割合	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令和5年度以降	現行	$\frac{120}{100}$	$\frac{95}{100}$	$\frac{120}{100}$	$\frac{95}{100}$	$\frac{240}{100}$	$\frac{190}{100}$
	改正案	$\frac{120}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{120}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{240}{100}$	$\frac{200}{100}$

※上記「現行」の欄中、12月期の勤勉手当については、第1条の規定による改正前の支給割合を表す。以下同じ。

- ・再任用職員

		6月期		12月期		年間支給割合	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令和5年度以降	現行	$\frac{67.5}{100}$	$\frac{45}{100}$	$\frac{67.5}{100}$	$\frac{45}{100}$	$\frac{135}{100}$	$\frac{90}{100}$
	改正案	$\frac{67.5}{100}$	$\frac{47.5}{100}$	$\frac{67.5}{100}$	$\frac{47.5}{100}$	$\frac{135}{100}$	$\frac{95}{100}$

第3条〔気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例〕関係

○給料表の改定（条例第7条）

- ・ 特定任期付職員の給料表 1号俸を1,000円引上げ（375,000円を376,000円に改正）

○特定任期付職員に係る期末手当支給割合の改正（条例第10条）

		6月期	12月期	年間支給割合
令和 4年度	現行	$\frac{162.5}{100}$	$\frac{162.5}{100}$	$\frac{325}{100}$
	改正案	$\frac{162.5}{100}$	$\frac{167.5}{100}$	$\frac{330}{100}$

第4条〔気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例〕関係

○特定任期付職員に係る期末手当支給割合の改正（条例第10条）

第3条の規定による改正後の期末手当支給割合を令和5年度以降、6月期と12月期で均等となるよう改正

		6月期	12月期	年間支給割合
令和 5年度 以降	現行	$\frac{162.5}{100}$	$\frac{162.5}{100}$	$\frac{325}{100}$
	改正案	$\frac{165}{100}$	$\frac{165}{100}$	$\frac{330}{100}$

※上記「現行」の欄中、12月期については、第3条の規定による改正前の支給割合を表す。

附 則

第1項及び第2項

公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は令和5年4月1日から施行する。なお、第1条（別表第2の改正規定を除く。）及び第3条の規定は令和4年4月1日から適用する。

第3項

第1条及び第3条のうち、遡及して適用する改正があることから、これまでに支給された給与を内払とする。

第4項

前項で定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則へ委任する。

気仙沼市火葬場条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

本市の「公共施設の利用に関する基本方針」に基づき火葬炉使用料等を改正し、今後の斎場運営における利用者負担の適正化と財源確保の強化を図るため、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

基本方針に基づき算定した額に改正した場合、現行の使用料からの引き上げ幅が大きくなることから、本市住民に対しては、他の自治体と均衡を図ることと急激な負担増とならないよう現行使用料の1.5倍を上限として改正し、その後、段階的に見直しを進めることとする。また、本市住民以外については、経過措置を設けず、基本方針に基づき算定した額に改正する。

(1) 第8条 使用料（別表）

○火葬炉使用料の改正

住民区分	種別	単位	改正案	現行	増減額（現行比）
本市住民	16歳以上	1体	6,000円	4,000円	+2,000円（150%）
	16歳未満	1体	3,500円	2,500円	+1,000円（140%）
	死産児	1胎	3,000円	2,000円	+1,000円（150%）
	その他	1体	750円	500円	+250円（150%）
	改葬のための火葬	1体	3,500円	2,500円	+1,000円（140%）
本市住民以外	16歳以上	1体	24,000円	6,000円	+18,000円（400%）
	16歳未満	1体	15,000円	3,750円	+11,250円（400%）
	死産児	1胎	12,000円	3,000円	+9,000円（400%）
	その他	1体	3,000円	750円	+2,250円（400%）
	改葬のための火葬	1体	3,500円	2,500円	+1,000円（140%）
改葬1体増すごとの加算		1体	750円	500円	+250円（150%）

○施設使用料の改正

住民区分	斎場	区分	単位	改正案	現 行	増減額（現行比）
本市 住民	気仙沼 市斎場	霊安室	1室	3,000円	2,100円	+900円（143%）
		待合室	1室	3,000円	2,100円	+900円（143%）
		17時以降加算	1室	7,500円	5,500円	+2,000円（136%）
	唐桑斎場 本吉斎場	待合室	1室	1,500円	1,000円	+500円（150%）
本市 住民 以外	気仙沼 市斎場	霊安室	1室	10,000円	3,200円	+6,800円（313%）
		待合室	1室	10,000円	3,200円	+6,800円（313%）
		17時以降加算	1室	24,000円	8,100円	+15,900円（296%）
	唐桑斎場 本吉斎場	待合室	1室	5,000円	2,050円	+2,950円（244%）

※17時以降加算とは、気仙沼市斎場の待合室を午後5時を超えて使用する場合の加算額

（2）第10条 使用料の不還付

使用料の不還付のただし書きの全部又は一部を還付することができる規定に、その他市長が特に必要があると認めたときを加える。

<参考>

1 公共施設の利用に関する基本方針に基づく使用料算定の考え方

(1) 性質別負担割合

公共施設の利用に関する基本方針においては、使用料は対象原価に性質別負担割合を乗じて算定することを基本としている。

本施設は、市民に火葬を行うための施設を提供するために設けられた施設で、市民生活には不可欠な施設であり、民間によるサービス提供も可能であることから、性質別負担割合については、利用者負担50%、公費負担50%とした。

(2) 本市住民以外の使用料

市民以外の火葬は、利用件数が少ないことや、他の自治体でも実費相当としていることから、公費負担ゼロを基本とし、他の自治体との均衡を図るため、本市住民の場合の2倍とした。

なお、「介護保険法」に規定する住所地特例対象施設や、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく居住地特例対象施設に入所するため住所異動し、本市から介護保険サービスや障害福祉サービスの給付を受けている方が亡くなり、本市の斎場で火葬する場合は、本市住民の区分の料金を適用する特例措置を設け使用料を減免する。また、その扱いについては施行規則に規定する。

2 公共施設の利用に関する基本方針に基づき算定した使用料

(1) 火葬炉使用料

種 別	単位	本市住民	本市住民以外
16歳以上	1 体	12,000円	24,000円
16歳未満	1 体	7,500円	15,000円
死産児	1 胎	6,000円	12,000円
その他	1 体	1,500円	3,000円
改葬のための火葬	1 体	7,500円	7,500円
改葬1体増すごとの加算	1 体	1,500円	

(2) 施設使用料

斎 場	区 分	単位	本市住民	本市住民以外
気仙沼市 斎 場	霊安室	1 室	5,000円	10,000円
	待合室	1 室	5,000円	10,000円
	17時以降加算	1 室	12,000円	24,000円
唐桑斎場 本吉斎場	待合室	1 室	2,500円	5,000円

※17時以降加算とは、気仙沼市斎場の待合室を午後5時を超えて使用する場合の加算額

中井小学校と唐桑小学校の統合について

1 経過

教育委員会では、義務教育環境整備計画により平成24年度からの10年間で3段階に分け、小中学校の統合に取り組んでおり、これまで小学校6件、中学校3件の統合を進めてきた。

中井小学校と唐桑小学校の統合については、令和元年9月以降12回、延べ241名の出席をいただいて懇談会等を実施してきた。

中井小学校区の懇談会においては、唐桑小学校の防災、特に津波対策への意見や不安が多く出されたが、悪天候時や被災状況等によって選択する避難ルートや、スクールバス乗車時の津波対策等を説明し、話し合いを重ねる中で、保護者や地域の方々から理解を得ることができた。中井小学校の保護者及び未就学児の保護者は、複式学級への心配が強く、子どもたちの学習環境を整えとともに、統合への不安を早く解消するためにも、統合を進めることを願う意見が多く、地域住民も統合後の跡施設利用への要望に話題が移っていった。

本年11月11日の中井小学校区地域懇談会並びに同月21日の唐桑小学校保護者説明会及び同月24日の唐桑地区自治会役員説明で、保護者や地域の方々より最終的に統合の理解を得ることができたことから、令和6年4月1日に中井小学校と唐桑小学校を統合することとし、関係条例の改正等を行う。

2 説明会と懇談会

- ・ 令和元年 9月 3日 唐桑小学校保護者説明会（11名）
- ・ 令和元年 9月 4日 中井小学校保護者説明会（19名）
- ・ 令和2年 1月20日 中井小学校PTA本部役員説明会（9名）
- ・ 令和2年11月20日 中井小学校保護者・未就学児保護者説明会（30名）
- ・ 令和2年11月28日 中井小学校保護者・未就学児保護者説明会（30名）
- ・ 令和3年11月22日 中井小学校保護者・未就学児保護者説明会（24名）
- ・ 令和3年12月21日 中井小学校区自治会役員説明会（27名）
- ・ 令和4年 8月30日 中井小学校区地域懇談会（20名）
- ・ 令和4年10月12日 中井小学校区地域懇談会（15名）
- ・ 令和4年11月11日 中井小学校区地域懇談会（26名）
- ・ 令和4年11月21日 唐桑小学校保護者説明会（19名）
- ・ 令和4年11月24日 唐桑地区自治会役員説明会（11名）

3 話し合いの中でいただいた主な意見

- ・ 津波の浸水がない中井小学校を統合校にできないのか。
- ・ 避難訓練だけで本当に児童の命は守れるのか。唐桑体育館へ避難する際、悪天候時に階段を使用するのは危険ではないか。
- ・ 地域住民で利活用などの話を始めたばかり。統合を急いで進めないでほしい。
- ・ 地域の活性化につながる跡地利用を進めてほしい。
- ・ P T Aも懇談会に出席した地区住民も統合に納得している。
- ・ 市教委のリーダーシップで、令和6年4月の統合を進めてほしい。
- ・ 唐桑小学校と統合すれば一定人数が確保され、複式学級が解消すればよりよい学びの環境となる。P T Aや学校の先生にもメリットがある。保護者は、統合に対しては前向きである。

4 条例改正について

市立中井小学校と市立唐桑小学校の統合のため、気仙沼市立学校の設置に関する条例の一部を改正するもの。

今回の改正は、2つの学校を統合し、現唐桑小学校の位置に置くためのものである。

今議会で議決をいただいた後に両校P T A代表及び地区代表等により組織する統合準備会において、統合校の校名や校歌等について検討していく旨を説明している。

気仙沼市一般ガス供給条例等の一部を改正する条例について

1 趣旨

平成29年4月のガス事業法の改正によりガス小売事業が全面自由化され、国の料金規制が廃止されたが、本市においては料金の算定基準となる「平均原料価格」の上限は撤廃せず事業を進めてきた。

この度の都市ガス原料の価格高騰により、安定したガス供給に影響を及ぼす可能性があることから、「平均原料価格」の上限を廃止するため、所要の改正を行うもの。

また、附帯事業に係る二つの条例についても、ガス料金に関する条例を同じ体系とするため、併せて改正を行うもの。

2 都市ガス料金算定の概要

都市ガス事業の売上原価のうち原料費の割合は約62%（令和3年度決算値）となっており、輸入原料の液化天然ガス等の価格が売上原価に大きく影響を及ぼしている。

都市ガス料金の算定方法は以下のとおりとなっており、原料価格の変動に応じ料金を調整する原料費調整制度が適用されている。

$$\text{ガス料金} = (\text{基本料金} + (\text{調整単位料金} [\text{基準単位料金} + \text{調整額}] \times \text{使用量})) \times \text{消費税}$$

調整額は貿易統計による輸入原料価格の3か月分を平均した「平均原料価格」の増減により調整される仕組みで、本市においては平成26年8月の料金改定において平均原料価格の上限を138,800円/tと条例で規定し、その上限を超えた場合の調整額は48,88円/m³どまりとなっている。

3 原料価格の推移・見通しと他事業者の状況

都市ガスの主たる原料である液化天然ガスの輸入価格は、令和3年9月の1t当たり61,383円から令和4年9月は164,909円と1年間で103,526円、約169%の伸びとなっており、今後も高い水準での推移が見込まれている。

このような状況が続けば、経営が悪化し、ガス事業の運営に影響を及ぼす可能性があることから、平均原料価格の上限を撤廃し、原料価格を料金に反映させることが必要な状態となっている。

平成29年4月にガス小売事業の全面自由化により国の料金規制が廃止となり、ガス事業者の裁量により料金を設定できることとなったが、県内の民間都市ガス事業者においては、既に供給約款の上限値に係る記述を削除しており、全国の公営都市ガス事業者18者中17者も既に削除済みまたは削除に向け作業を進めている。

4 都市ガス利用者に対する負担緩和策

本年10月28日、政府は「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を閣議決定し、都市ガス料金対策として「電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金」を本国会の第2次補正予算に提出している。

負担緩和策の内容は、国がガス小売事業者へ値引き原資を補助し都市ガス利用者の使用量に応じ1 m³あたり税込30円（税抜27.28円）を令和5年1月利用分（2月検針分）から9月まで支援するとされている。

5 ガス水道事業運営審議会からの答申概要

本年11月18日に開催したガス水道事業運営審議会において、今回の条例改正について諮問を行い、審議の結果、11月21日に答申をいただいた。答申では、ガス事業の一層の経営努力と価格抑制に努めるよう意見をいただいたうえで、今回の条例改正提案については、安定供給に努めていることや国の施策を活用し、実質的に需要者負担を増大させることがないようにしたことについて理解をいただいた。

6 改正内容

(1) 第1条関係 気仙沼市一般ガス供給条例の一部改正

第30条第2項第2号中の括弧書き（その金額が13万8,800円以上となった場合は、13万8,800円）を削除

(2) 第2条関係 気仙沼市簡易ガス供給条例の一部改正

第30条第2項第2号中の括弧書き（その金額が16万8,140円以上となった場合は、16万8,140円）を削除

(3) 第3条関係 気仙沼市プロパンガス供給条例の一部改正

第29条の2第2項第2号中の括弧書き（その金額が16万8,140円以上となった場合は、16万8,140円）を削除

7 施行期日

令和5年3月1日（4月分として徴収する料金から適用）

※改正後の料金を令和5年4月から適用することで、国の補助制度の効果が出るまでは現行の料金体系を維持し、利用者の負担軽減に配慮する。

<参考>

1 都市ガス一般家庭の月平均使用量(気仙沼市) 15 m³で算定したガス料金の推移(税抜)

年 月	都市ガス料金	増減(対前年比)	
令和2年12月	4,493円	—	—
令和3年12月	4,837円	+344円	+7.66%
令和4年12月	5,958円	+1,121円	+23.18%

2 家庭用月平均使用量 15 m³で比較したガス料金の計算例

① 令和4年12月適用料金

(調整確定値: +48円88銭/m³・平均原料価格140,780円/t)

② 令和5年4月仮定調整額

(1月推定額: +59円40銭/m³・平均原料価格見込み149,950円/t)で算定した場合の料金

③ ②に「電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金」を適用した場合の料金

(単位:円,税別)

	使用量 A	基本料金 B	調整単位料金			ガス料金 F (A×E+B)	比較 G
			基準 単 位 料 金 C	調整額 D	計 E (C+D)		
① 12月料金(確定)	15m ³	800.00	295.00	+48.88	343.88	5,958	—
② 4月料金(見込み)	15m ³	800.00	295.00	+59.40	354.40	6,116	+158 (②-①)
③ 4月に国の補助金を適用した場合	15m ³	800.00	295.00	+32.12	327.12	5,706	△252 (③-①)

※補助金は、使用量1m³当たり税込30円(税抜27.28円)で算定

3 市内民間LPガス平均価格^{※1}と都市ガス料金の比較

	使用量	ガス料金(税抜)	比較	比率
市内民間LPガス平均価格	6.9m ³ ^{※2}	6,929円	△1,362円	△19.7%
都市ガス(10月適用料金)	15m ³	5,567円		

※1 石油情報センター発表の最新情報(令和4年10月分)

※2 都市ガス一般家庭の平均使用量15m³をLPガスに熱量換算した使用量は6.9m³

気仙沼市ふるさと応援基金条定について

1 趣旨

本市を応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、これを本市のまちづくりに関する事業の財源として活用するため、気仙沼市ふるさと応援基金を設置する。

寄せられた寄附金について、基金を通じた活用を条例で定めることにより、寄附者が安心して寄附を行う環境を整え、さらなる寄附の増加につなげるものである。

2 条例の概要

(1) 基金への積立て（第2条関係）

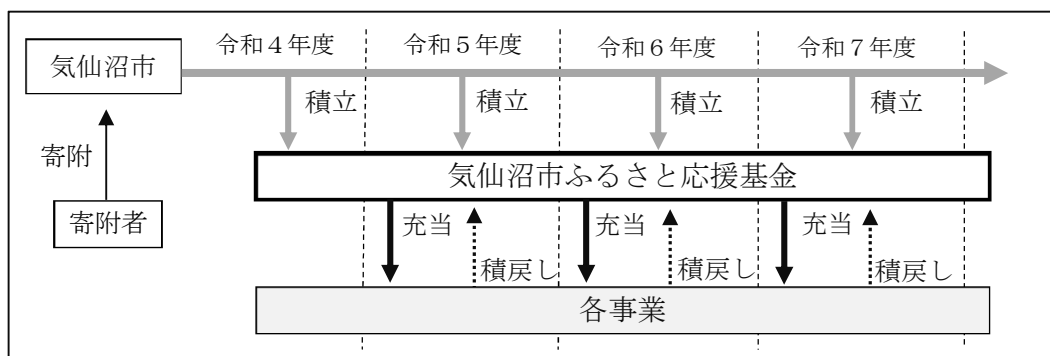
寄せられた寄附金から、まちづくり応援寄附金推進事業に係る経費を除いた額を一般会計歳入歳出予算で定める額の範囲内で積立てる。

基金は、寄附者が指定した用途ごとに内訳を管理する。

(2) 基金の処分（第6条関係）

基金は、設置の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

【基金の積立て・処分（充当）のイメージ】



3 寄附の用途

(1) まちづくり一般

自然環境・生活環境の保全，地域コミュニティ活動の推進，移住・定住の促進 など

(2) 生活基盤の整備

住環境の充実，防災対策の充実，公共交通網の整備，地域情報化 など

(3) 産業の振興と雇用の創出

産業の多様化，起業・創業支援と企業誘致の推進，雇用の安定と労働環境の充実 など

(4) 保健・福祉・医療の充実

妊娠・出産・子育て支援の充実，高齢者・障害者福祉の充実，医療の充実 など

(5) 教育の充実

魅力ある教育環境づくり，スポーツの振興，文化芸術の振興と地域文化の継承 など

(6) 使い道を特定しない

4 施行期日

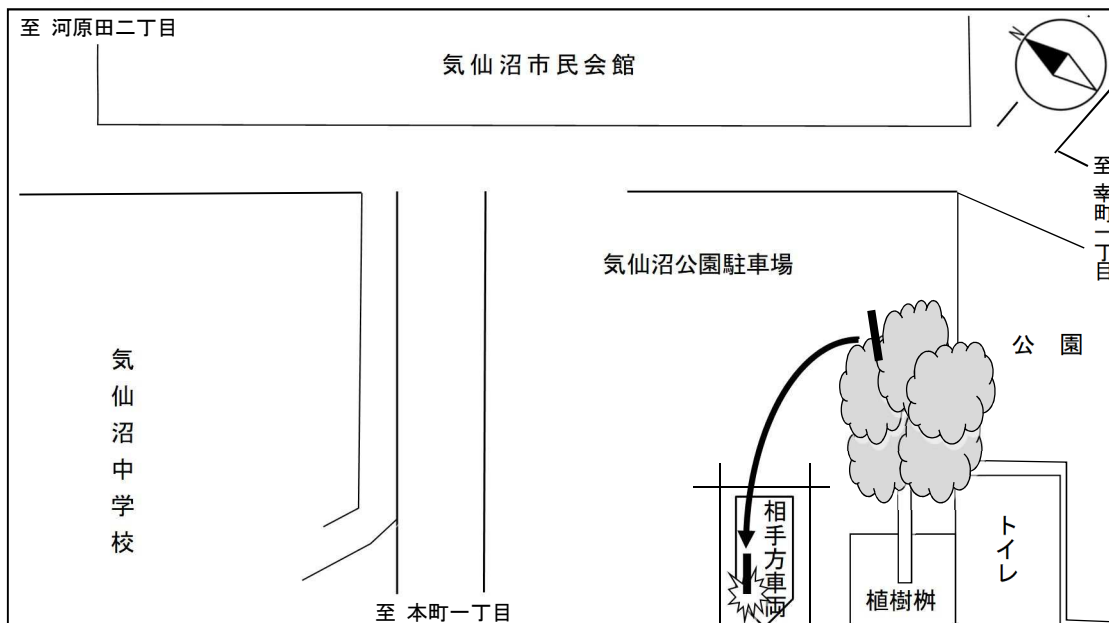
令和5年1月1日

事故概要

1 事故発生場所 気仙沼市笹が陣104番地（気仙沼公園駐車場内）



2 事故発生状況



日時：令和4年10月19日（水）午前10時40分頃

内容：公園内樹木（ケヤキ）の枯枝が風の影響で落下し、市民会館利用のため駐車していた相手方車両のフロントガラス及びボンネットを損傷させたもの。

3 過失割合 市：100%，相手方：0%